



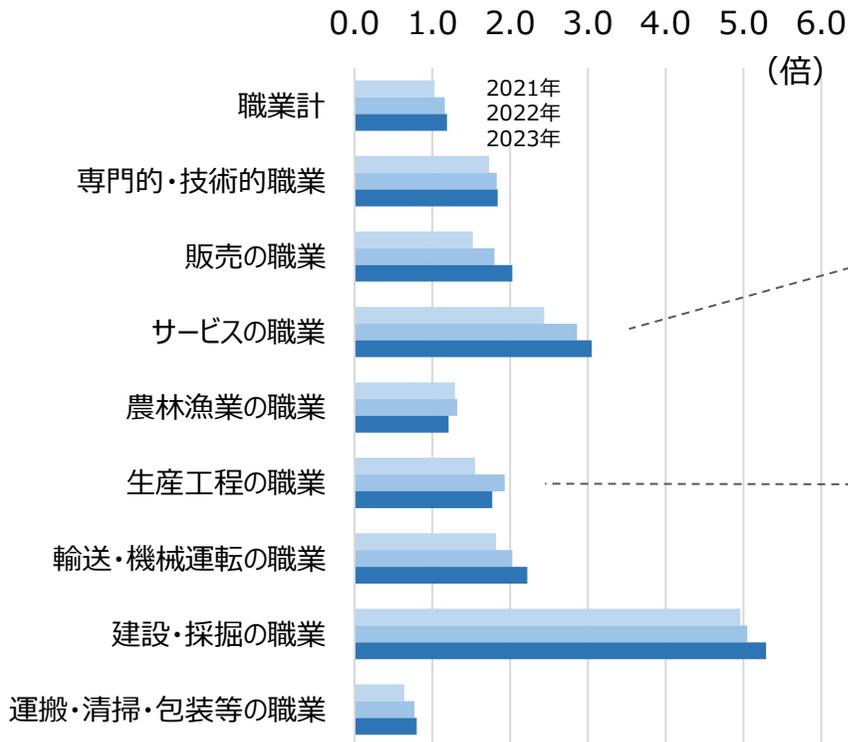
## 人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について

厚生労働省 労働基準局

# 職種別有効求人倍率（パートタイムを含む常用）

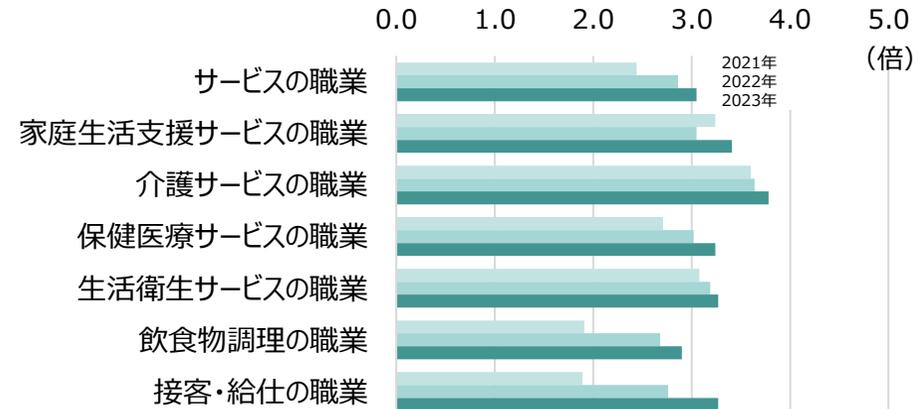
○ 多様な職種で人手不足が深刻になってきている。

## 主な職種（大分類）の有効求人倍率

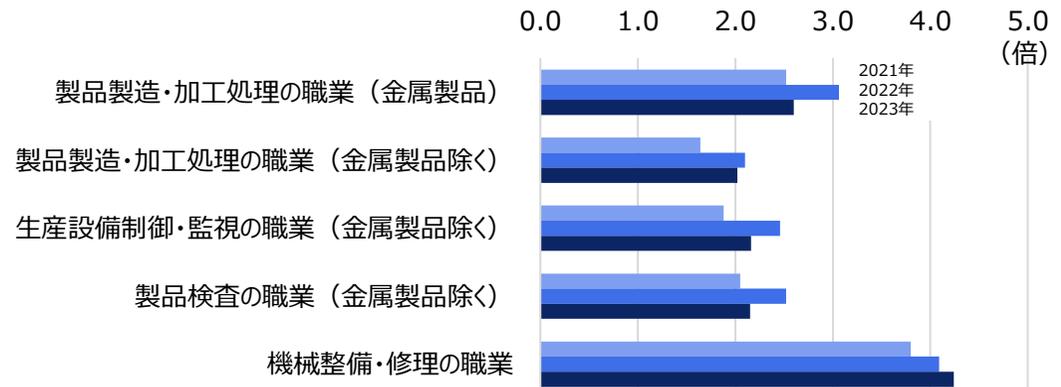


資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

## 「サービスの職業」における職種（中分類）別有効求人倍率（例）



## 「生産工程の職業」における職種（中分類）別有効求人倍率（例）



（参考）特定技能制度における主な受入れ分野

「介護」「ビルクリーニング」「工業製品製造業」「建設」「自動車整備」「宿泊」「農業」「漁業」「飲食料品製造業」「外食業」「自動車運送業」「林業」

# 最低賃金制度について

## 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

## 地域別最低賃金

- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

### 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
改定額（円）	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055
目安額（円）	18	24	25	26	27	示さず (※)	28	31	41	50
対前年度引上げ額（円）	18	25	25	26	27	1	28	31	43	51
対前年度引上げ率	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%	5.1%

(※) 「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

## 地域別最低賃金の決定基準

- 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

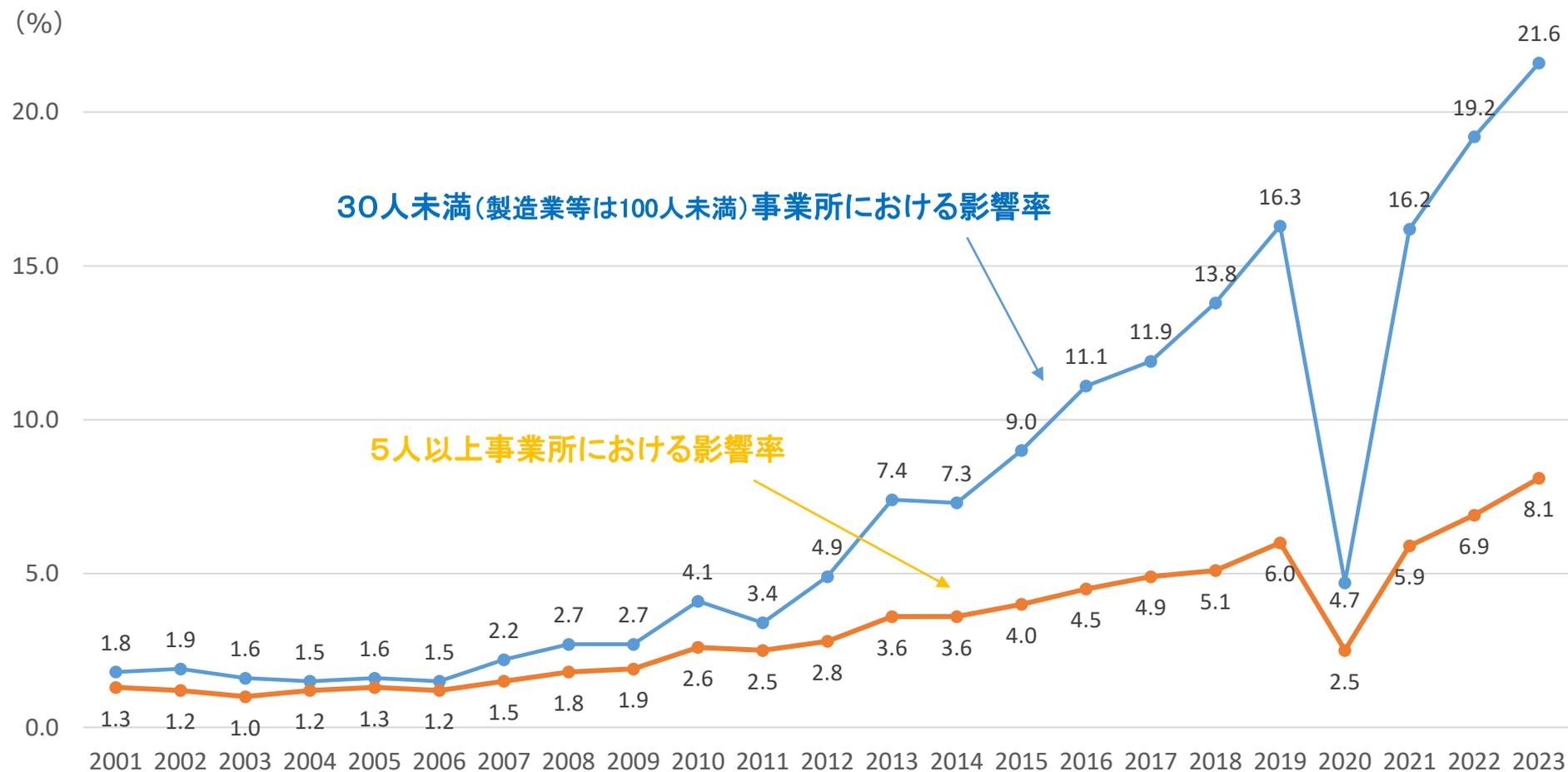
## 罰則

- 最低賃金法 第四十条

第四条第一項 (※) の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。(※) 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

# 最低賃金の影響率の推移

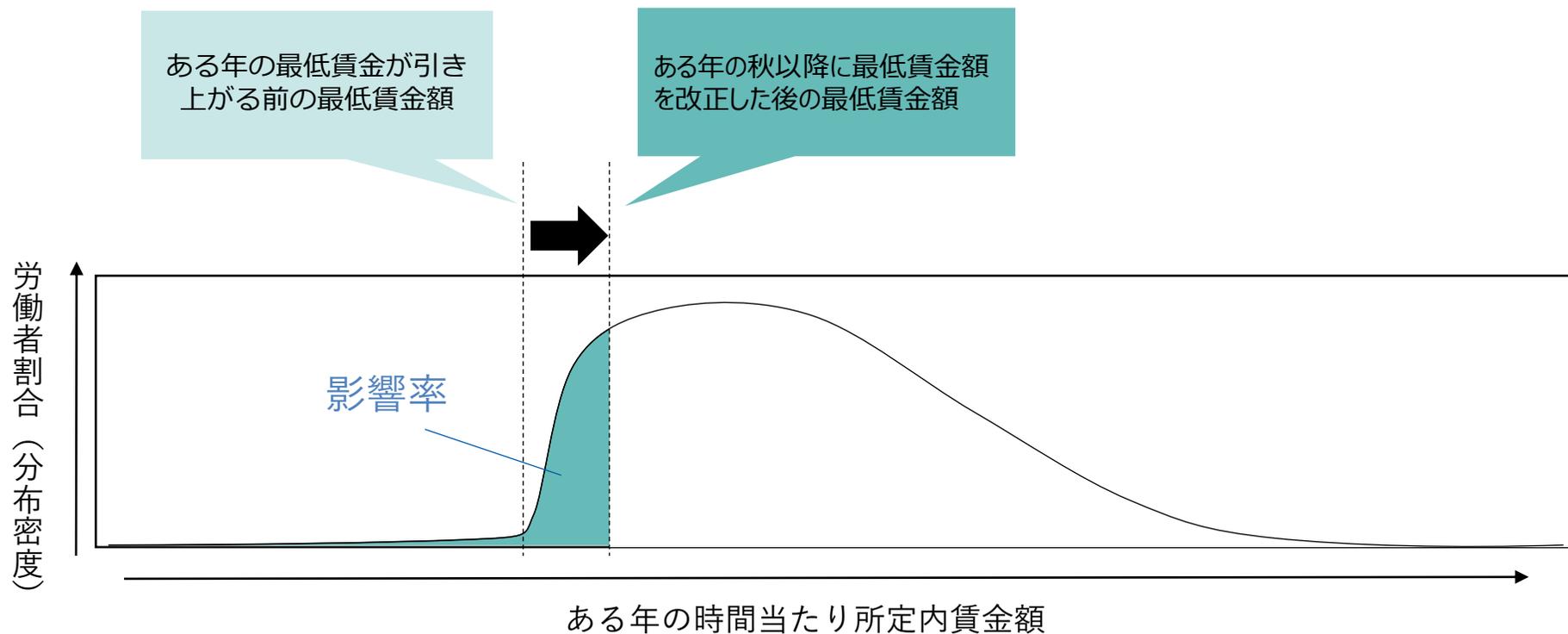
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。  
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

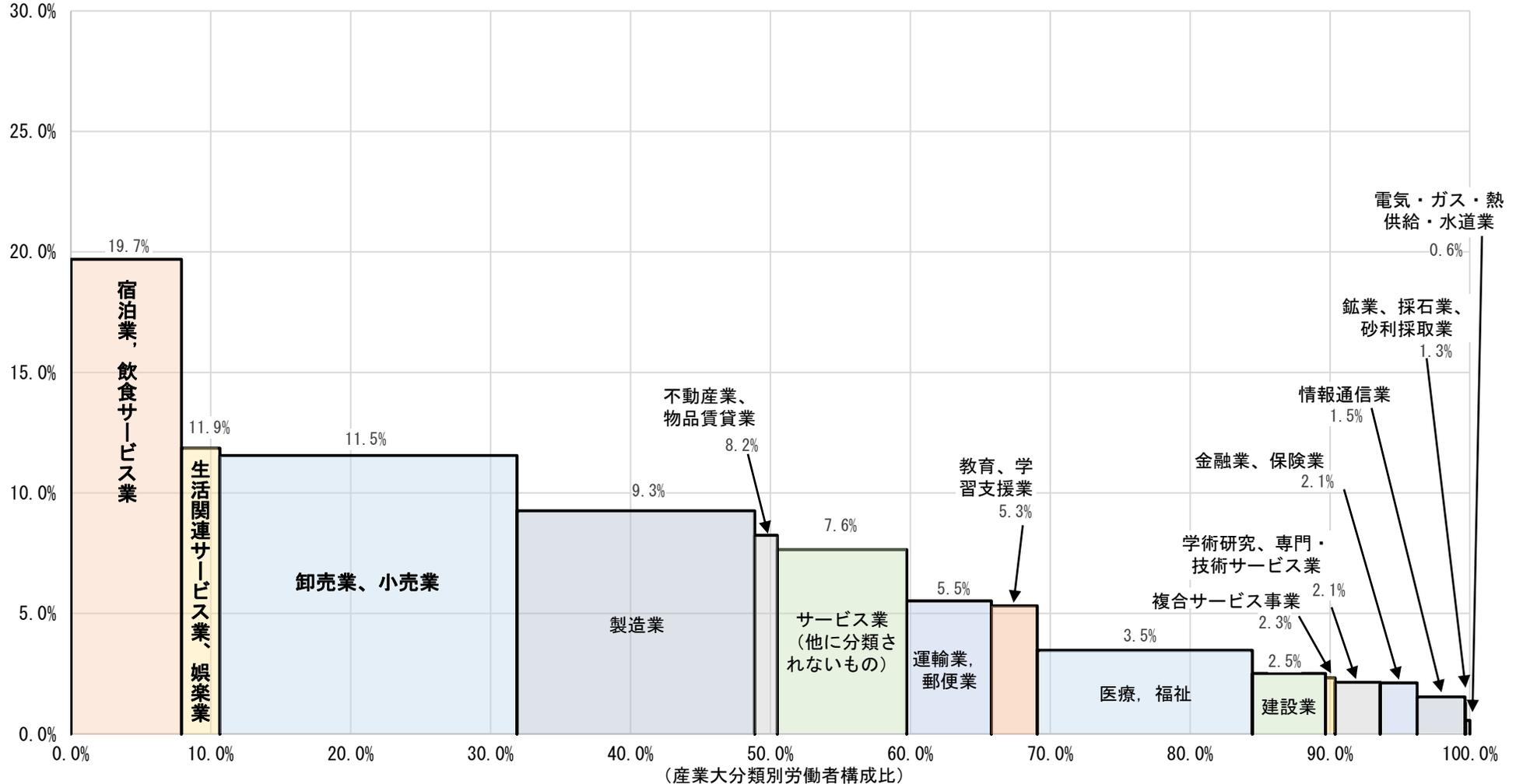
## 参考：影響率のイメージ図

- ある年の「影響率」とは、その年に最低賃金額を改正した際、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。



# 産業（大分類）別影響率と労働者構成比（令和5年、常用労働者計）

(影響率) 産業計：8.1%



(資料出所) 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。  
 2. 縦軸の「影響率」は、令和5年6月の1時間当たり所定内給与額が令和5年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。  
 3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。  
 4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

# 業務改善助成金

令和7年度当初予算案 15億円 (8.2億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

※令和6年度補正予算額 297億円 令和6年度は、申請期限を令和6年12月27日から令和7年1月31日までに延長

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

## 2 事業の概要・スキーム等

### 【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



### 【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

### 【見直し内容】

- 最低賃金別助成率の区分を「1,000円未満（5分の4）」「1,000円以上（4分の3）」に変更する。
- 生産性要件の廃止
- 夏秋における賃上げ・募集時期の重点化
- 特定時期の追加募集枠を設ける

### 【助成上限額】

(単位：万円)

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

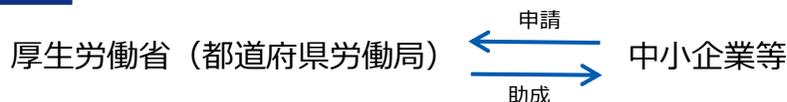
※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の( )は事業場規模30人未満

### 【助成率】

1,000円未満	1,000円以上
4/5	3/4

## 3 実施主体等



# 業務改善助成金の助成事例

本助成金に関する問合せ先：  
厚生労働省 労働基準局 賃金課  
代表03-5253-1111（内線5348）

## 助成事例①

○農薬の散布や農作物の運搬に係る機械設備の導入による生産性向上  
企業概要 [所在地] 高知県 [従業員] 8人 [事業概要] 耕種農業

### 背景 手作業による農薬散布及び従業員の高齢化

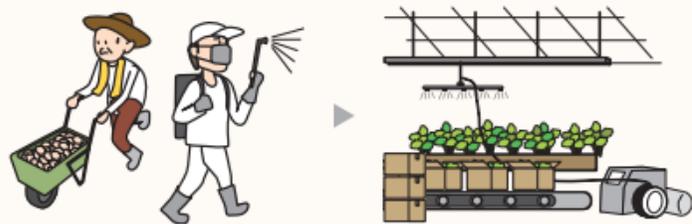
ニンニク等の農作物の栽培にあたり、手作業で屋内外の農薬散布や収穫した野菜の運搬をしていた。また、従業員は、いずれも60代以上と高齢化が進んでおり、こうした手作業は力仕事であるため作業効率を損なっていた。

### 取組の内容と成果 農薬散布 2時間→30分、2人→1人に

○設備内容  
ビニールハウス用と屋外用それぞれの農薬の自動散布機や、収穫物を入れたコンテナを運搬するローラーコンベアを導入した。  
○成果  
作業が機械化したことで効率化し、農薬を以前よりもムラなく散布できるようになった。これまで屋外の農薬散布は、1反あたり2人で2時間かけていた。現在は1人で30分程度で終わらせられるようになった。ビニールハウス内の農薬散布も、同じ程度の人数・時間を必要としていたが、設置した散布機を回収する20分程度の時間だけで足りるようになった。収穫物の運搬は、1反分を運ぶのに2時間かけていたが、20～30分程度に短縮できた。

賃金引上げ実績  
利用したコース：  
60円コース  
引上げ労働者数：  
8人  
事業場内最低賃金：  
820円から880円へ  
引上げ

改善のOnePoint  
他の事業者と共同で作地面積を拡大する取組を進めているなかで、今回の助成による成果を踏まえて、同様の機械設備を導入する検討を始めた。より広い複数の圃場でも利用できる、農薬や肥料の散布機を導入することを考えている。



## 助成事例②

○テイクアウト注文のオンライン化や店内改装による作業の効率化  
企業概要 [所在地] 佐賀県 [従業員] 7人 [事業概要] 飲食店

### 背景 電話注文への対応や配膳によるタイムロス

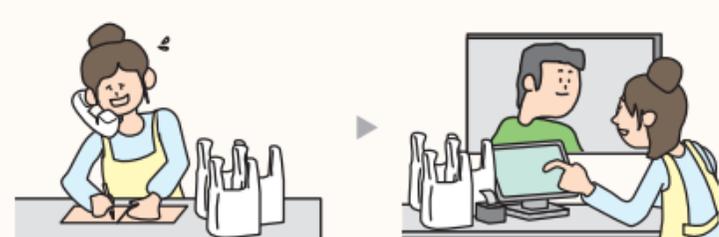
新型コロナウイルス感染症以降、電話によるテイクアウトの注文が増え、店内業務に支障をきたしていた。また、店内では厨房から客席までが離れており、料理を運ぶのに時間を要していた。

### 取組の内容と成果 予約サイト開設、店内カウンター改装

○設備内容  
テイクアウト受注用に予約サイトを開設した。店内はカウンターを改装するなどのレイアウト変更を行った。  
○成果  
これまでは電話によるテイクアウト注文への対応に1件当たり5～15分の時間を要していたが、注文が自動化されたことで、対応する時間を削減できた。また、注文の受付が効率化されたので、テイクアウトの売上が35%増加した。店内の営業も、カウンターの改装によって平日昼の来店客数が1日当たり10人以上増え、顧客数が10%、顧客単価が8%増加した。テイクアウトの増加と合わせて、全体売上が16%増加した。

賃金引上げ実績  
利用したコース：  
90円コース  
引上げ労働者数：  
4人  
事業場内最低賃金：  
830円から920円  
へ引上げ

改善のOnePoint  
テイクアウトの予約サイトを用意していることをSNS等で発信している。オンラインの受注体制が整ったので、テイクアウト注文の認知を向上させつつ、今後は通信販売にも販路を広げていく予定でいる。



# 【参考】令和7年度予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部 = R7 予算案における拡充部分）

## 生産性向上（設備・人への投資等）への支援

### 業務改善助成金 【15億円】

拡充

※令和6年度補正予算額297億円

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

➢ 地域間格差に配慮した助成率区分等の再編、支援時期等の見直し重点化

### 働き方改革推進支援助成金 【92億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成

➢ 対象労働者の現行の賃金額を3%、5%増加させた場合の加算に加え、7%の場合の助成強化、恒常的な長時間労働が認められる企業における設備投資について、一部助成対象の要件を緩和

### 人材開発支援助成金 【542億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成

➢ 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ（賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施）

### 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

拡充

【制度要求】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

➢ 雇用管理制度助成コースを令和7年度から再開する際、人事評価改善等助成コース（※）を統合の上、作業負担を軽減する機器導入への支援や対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算を導入

（※）人事評価制度を整備、年功のみによらない賃金制度を設ける事業主への助成

## 正規・非正規の格差是正への支援

### キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

拡充

【633億円】

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成

➢ 賃金規定等改定コースにつき、賃上げ率の新たな区分を設定（2区分→4区分、賃上げ率6%以上の場合はさらに引き上げ）、昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設

## より高い処遇への労働移動等への支援

### 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

【35億円】

- ◆ 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、離職後3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れたうえで、雇入れ前の賃金と比して5%以上増加させた事業主に対して助成
- ◆ 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、①中途採用率を一定以上向上させた場合、②中途採用率を一定以上向上し、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ、当該45歳以上の者全員の雇入れ時の賃金を雇い入れ前と比して5%以上増加させた場合のいずれかを満たした場合に助成

### 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）【137億円】

- ◆ 就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定した上で、賃金を雇入れ日から3年以内に5%以上増加させた事業主に対して助成

### 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【5億円】

- ◆ 労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際又は出向開始1年後等の賃金を出向前と比して5%以上増加させた事業主（出向元）に対し、出向中の賃金の一部を助成

# 参考：令和6年度 地域別最低賃金額一覧

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】	目安額 【円】	引上げ額 【円】	目安差額
A	埼玉	1078	50	50	±0
	千葉	1076		50	±0
	東京	1163		50	±0
	神奈川	1162		50	±0
	愛知	1077		50	±0
	大阪	1114		50	±0
B	北海道	1010	50	50	±0
	宮城	973		50	±0
	福島	955		55	+5
	茨城	1005		52	+2
	栃木	1004		50	±0
	群馬	985		50	±0
	新潟	985		54	+4
	富山	998		50	±0
	石川	984		51	+1
	福井	984		53	+3
	山梨	988		50	±0
	長野	998		50	±0
	岐阜	1001		51	+1
	静岡	1034		50	±0
	三重	1023		50	±0
	滋賀	1017		50	±0
	京都	1058		50	±0
	兵庫	1052		51	+1
奈良	986	50	±0		

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】	目安額 【円】	引上げ額 【円】	目安差額
B	和歌山	980	50	51	+1
	島根	962		58	+8
	岡山	982		50	±0
	広島	1020		50	±0
	山口	979		51	+1
	徳島	980		84	+34
	香川	970		52	+2
	愛媛	956		59	+9
	福岡	992		51	+1
	C	青森		953	50
岩手		952	59	+9	
秋田		951	54	+4	
山形		955	55	+5	
鳥取		957	57	+7	
高知		952	55	+5	
佐賀		956	56	+6	
長崎		953	55	+5	
熊本		952	54	+4	
大分		954	55	+5	
宮崎		952	55	+5	
鹿児島		953	56	+6	
沖縄	952	56	+6		
	全国 加重平均額	1055		51	